

鳥羽商船高等専門学校学生相談室規則

制 定 平成17年11月22日

最終改正 平成30年 1月11日

(設置)

第1条 鳥羽商船高等専門学校（以下「本校」という。）に、学生相談室を置く。

(目的)

第2条 学生相談室は、学生の精神的、身体的な相談等に関する業務を行うことにより、充実した学生生活が送られるよう支援することを目的とする。

(業務)

第3条 学生相談室は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 学生の修学、その他個人的な相談に関すること。
- (2) 学生の精神衛生上必要な相談及び援助等に関すること。
- (3) 学生相談の活動に必要な研究及び調査に関すること。
- (4) その他学生相談室の運営に必要な事項。

(組織)

第4条 学生相談室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員
- (3) カウンセラー
- (4) 室長が必要と認めた者

2 室長は、本校の教員の中から校長が任命する。

3 学生相談室に副室長を置くことができる。副室長は、室長が指名する者をもって充てる。

4 室員は、次の教職員をもって充てる。

- (1) 本校の教員の中から各学科及び一般教育科から1人ずつを室長が推薦し、校長が任命した者
- (2) 本校の看護師

5 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。

7 カウンセラーは、学生相談に関する専門知識、経験を有する者を校長が委嘱する。

8 第1項第4号に掲げる者は、室長が選考し、校長が任命又は委嘱する。

(職務)

第5条 室長は、学生相談室を総括する。

2 室長、室員及びカウンセラーは、第3条に掲げられた業務を行う。

3 前条第4項の室員は、室長の命を受け、学生とカウンセラー及び他の室員との連絡

調整等の業務を行う。

4 前条第1項第4号の者は、室長の命を受け、学生相談に係る業務を行う。

(秘密の保持)

第6条 第4条第1項各号に掲げられた者は、業務上知り得た個人的な事項については、その秘密を他に漏らしてはならない。

(学生相談室への連絡)

第7条 学生相談室の教職員以外の教職員は、学生相談室の助言及び援助が必要と思われる学生を認めるときは、速やかに学生相談室の教職員に連絡するものとする。

(事務)

第8条 学生相談室の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生相談室の運営その他の必要な事項は、学生委員会の議を経て、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年8月24日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。